

千葉県告示第168号

千葉県路外駐車場条例（昭和58年千葉県条例第10号）第12条第4項の規定により千葉県栄町立体駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条第5項の規定により告示します。

令和5年3月6日

千葉市長 神谷 俊一

1 施設の名称

千葉県栄町立体駐車場

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

アマノマネジメントサービス株式会社

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

代表取締役 前川 龍男

横浜市港北区菊名7丁目3番22号

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで